

本年度の結核レントゲン検診について（お知らせ）

平成17年4月1日付で結核予防法及び結核予防施行令等が改正になりました。大きな改正の内容は、レントゲン検診の対象年齢の変更です。本町での検診は8月下旬から実施されます。対象の方には受信票並びに日程表を配布します。法改正により今年度から対象外となった方は、職場でのレントゲンを受診したり、町が実施する肺がん健診を利用してください。

| | 改正前 | 改正後 |
|--------------|----------|----------|
| レントゲン検診対象者年齢 | 19歳以上の町民 | 65歳以上の町民 |

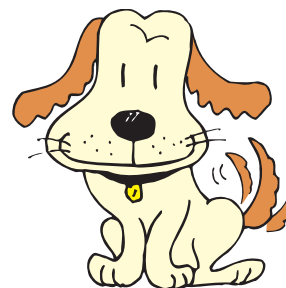
（注）本町の肺がん健診は40歳以上の町民を対象に実施いたします。

犬の飼い主のマナー向上について

鎖で繋いでいなかった犬が、囲いから抜け出し、自転車で通りかかった子どもを追いかけ、その子どもは犬に追われたことにビックリして道路に飛び出してしまい、車と衝突するという痛ましい事故が本町で発生しています。

飼い主の中には、「うちの犬に限って人を咬まない。」とよく言う方がいらっしゃいますが、犬には狩猟本能があるため、逃げるものを追っかけるという性質があります。近所迷惑であったり、犬嫌いの方も多数いらっしゃいます。このような痛ましい事故を二度と起こさないためにも、飼い主が責任を持って飼育してください。

また、犬の散歩中にスコップや袋を持ち歩いているものの、犬の糞の後始末をしない飼い主を見かけます。動物の世話が出来ないのなら飼い主の資格はありません。飼い主のマナー向上を望みます。



結婚50周年の皆さん、お早めに申し出を

本町では、結婚50周年を経過し、夫婦とも健在の方々を対象に、合同金婚式を行います。

対象者については役場でも調査いたしますが、自分たちが対象ではないかと思われる方は、本庁保健福祉課又は、支所民生課へ8月22日までにご連絡ください。

また、婚姻後、本町に転入された方々、本籍地が町外にある等の方々は調査できませんので必ず申出てください。

対象者

- ① 昭和30年1月1日から同年12月31日までに婚姻届を出し、夫婦とも健在の方々。田代地区にお住まいの方は昭和28年11月2日から昭和30年12月31日までに婚姻された方々。今年1月以降にどちらかが死亡されている場合も該当します。
- ② 婚姻当時の事情で届出の遅れた方々で、第1子が昭和30年中に出生している場合は該当します。

